

○独立行政法人国民生活センター監事及び監事監査等に関する規程

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 19 号

最終改正 平成 29 年 9 月 27 日 規程第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、監事が実施する独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）に対する監査の効率的な執行を確保することを目的とする。

2 理事長は、この規程を変更しようとするときは、監事と協議しなければならない。

第 2 章 監事

(監査の実施)

第 2 条 監事は、監査計画に基づき年間を通じて監査を実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に監査を実施するものとする。

2 監査の実施にあたっては、この規程のほか、「監事監査指針（平成 26 年 12 月 19 日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）」の内容を踏まえるものとする。

(理事長との会合)

第 3 条 監事は、理事長と定期的に会合を持ち、理事長の業務運営を確かめるとともに、法人が対処すべき課題、法人を取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助者」という。）の確保、監事への報告体制その他監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

2 前項のほか、監事は、常時理事長と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を図るものとする。

(補助者)

第 4 条 補助者は、監事の指揮命令を受け、独立してその職務を行う。

2 補助者は、監査の実施上必要な事項について、役職員に対して説明又は報告を求めることができる。

第3章 監事監査

(監査計画等)

第5条 監事は、監査計画を作成し、これを理事長に通知する。監査計画は、必要に応じ随時見直しをするものとする。

- 2 前項の監査計画には、年間の監査方針、重点監査項目、監査方法、監査実施時期、その他必要な事項を記載する。
- 3 監事は、随時又は臨時に監査を実施しようとするときは、あらかじめ理事長に通知するものとする。

(役職員の協力義務)

第6条 役職員は、監事が実施する監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

- 2 役職員は、監事から文書提出や説明を求められたときは、応じなければならない。

(監事の報告及び意見)

第7条 監事は、監査を実施したときは、その結果を記載した監査報告書を作成し、理事長及び内閣総理大臣に提出する。

- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により業務の改善又は是正に関する意見の通知を受けたときは、これを検討してその改善状況を監事に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 監事及び補助者は、監査により知りえた事項をみだりに他に漏らしてはならない。

第4章 監事によるモニタリング

(会議への出席)

第9条 監事は、役員会その他センター業務に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 前項の会議の事務をつかさどる職員は、あらかじめ会議の議題、日時等を監事に連絡するものとする。

(書類、文書の閲覧及び調査)

第10条 監事は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第6項に規定するセンターが内閣総理大臣に提出する書類を調査する。

- 2 監事は、常時、業務執行の意思決定に係る文書を読覧し、調査することができる。
- 3 監事は、常時、センターの財産状況を調査することができる。
- 4 役職員は、監事から文書提出や説明を求められた場合は、応答しなければならない。

（会計監査）

第11条 監事は、会計検査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視するものとする。

- 2 監事は、会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事項について会計監査人に説明を求めることができる。
- 3 監事は会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

（会計監査の実効性確保）

第12条 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な基準の遵守について、会計監査人に対し説明を求め確認を行うものとする。

- （1）独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- （2）監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- （3）会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人との連携）

第13条 監事は会計監査人から役員（監事を除く。）の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときには、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めること及び積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と密接な連携を保つことに努めるものとする。
- 3 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査

業務に活用するものとする。

(内部監査担当部門との連携)

第14条 監事は、内部監査担当部門等と緊密な連携を保ち、当該部門から内部監査結果等の情報提供を受けるものとする。

(役職員の監事への報告義務)

第15条 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令違反の事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なく監事に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 規程第20号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日 規程第6号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。